

平和条約国籍離脱者等地位喪失者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特例に関する法律案 関連語句説明

【入管特例法の用語】

○平和条約国籍離脱者

日本国との平和条約の発効（昭和 27 年 4 月 28 日）に伴い日本国籍を離脱した者（朝鮮人・台湾人）で以下のものをいう。

- ①我が国が降伏文書に調印を行った日（昭和 20 年 9 月 2 日）以前から引き続き本邦に在留するもの
- ②我が国が降伏文書に調印を行った日後平和条約発効日までに①の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留するもの

○平和条約国籍離脱者の子孫

平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、平和条約国籍離脱者からその者までの各世代において少なくとも次の世代の出生時までは本邦での在留が継続しているものをいう。

○特別永住者

平和条約国籍離脱者又はその子孫のうち、特別永住許可を受けるなどして本邦で永住することができるものをいう。

【本法案の用語】

○平和条約国籍離脱者等

入管特例法の施行前に平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫に相当する地位にあった者をいう。

○平和条約国籍離脱者等地位喪失者

平和条約国籍離脱者等であって、入管特例法の施行前に入管法の規定により再入国の許可を受けて出国した後、本邦外で外国の刑事手続により身柄を拘束されたため、当該再入国の許可の有効期間内に再入国をすることができず、これにより平和条約国籍離脱者等でなくなったものをいう。

永住者と特別永住者の出入国管理行政上の主な取扱いの違い

	特別永住者	一般永住者
在留の根拠	入管特例法	入管法22条等の許可
在留資格 在留期間	<p>●入管特例法に基づく特別永住者として在留</p> <p>※特別永住者…平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者及びその子孫</p>	<p>●「永住者」の在留資格をもって在留</p> <p>※永住許可の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 日本国の利益に適合(10年間の在留等) 2 素行善良 3 独立生計 <p>※日本人、特別永住者、永住者の配偶者及び子は、2及び3の要件は不要(1の在留要件も3年又は1年に短縮)</p>
活動制限	制限なし	制限なし
在留期間	在留期間の制限なし	在留期間の制限なし
再入国	<ul style="list-style-type: none"> ・再入国許可期間最長6年 (海外延長1年) ・旅券、特別永住者証明書を所持する者は、みなし再入国許可2年 	<ul style="list-style-type: none"> ・再入国許可期間最長5年 (海外延長1年) ・旅券、在留カードを所持する者は、みなし再入国許可1年
再入国時の上陸拒否事由	入管法5条1項各号に規定する上陸拒否事由への該当性は審査しない	一般の外国人と同様に、入管法5条1項各号に規定する上陸拒否事由への該当性を審査し、該当した場合は上陸拒否
退去強制	<p>以下の場合に限り退去強制</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 内乱罪・外患誘致罪 2 国交に関する罪 3 外国の元首等に対する犯罪行為 4 無期又は7年を超える懲役又は禁錮 (日本国の大利益が害された場合に限る。) 	一般の外国人と同様に、入管法24条各号に規定する退去強制事由に該当した場合に退去強制
上陸審査における個人識別情報の提供義務	提供義務なし	提供義務あり
住居地の届出	市町村	市町村
住居地以外の届出 在留カード又は特別永住者証明書の有効期間の更新、再交付	市町村	地方入国管理官署
在留カード、特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務	なし	あり